

東彼杵町企業管理規程第2号

東彼杵町上下水道事業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町上下水道事業組織規程の一部を改正する規程

東彼杵町上下水道事業組織規程（平成29年水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(補職) 第5条 (略) 2 別に定めるもののほか、補職の名称及び職務は、次のとおりとする。			(補職) 第5条 (略) 2 別に定めるもののほか、補職の名称及び職務は、次のとおりとする。		
区分	職	職務	区分	職	職務
一般行政職員	理事	上下水道事業の管理者の権限を行う町長 (以下「管理者」という。)の命を受け、 高度の知識、経験に基づき課の事務を処理し、課員を指揮監督する。	一般行政職員	課長及び次長（以下「課長等」という。）	上下水道事業の管理者の権限を行う町長 (以下「管理者」という。)の命を受け、 課の事務を処理し、課員を指揮監督する。
	課長及び次長（以下「課長等」という。）	上下水道事業の管理者の権限を行う町長 (以下「管理者」という。)の命を受け、 課の事務を処理し、課員を指揮監督する。		課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を総括管理するとともに、課長に事故がある場合は、その職務を代理し、所属職員を指揮監督する。
	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を総括管理するとともに、課長に事故がある場合は、その職務を代理し、所属職員を指揮監督する。		参事	上司の命を受けて、特定の事務を掌理し、並びに課の事務に係る重要な事項の企画、調整及び調査等に参画する。
	参事	上司の命を受けて、特定の事務を掌理し、並びに課の事務に係る重要な事項の企画、調整及び調査等に参画する。		参事補	課長等の命を受け、特定の事務を掌る。
	参事補	課長等の命を受け、特定の事務を掌る。		係長	課長等の命を受け、係の事務を掌理し、係職員を指揮する。
	係長	課長等の命を受け、係の事務を掌理し、係		主査	上司の命を受け、高度の専門的知識及び経験を必要とする事務を掌る。
					主事

		職員を指揮する。		主事補	上司の命を受け、定型的業務を掌る。
	主査	上司の命を受け、高度の専門的知識及び経験を必要とする事務を掌る。	技能労働職員	上下水道用務員	上司の命を受け、定型的業務を行う。
	主事	上司の命を受け、特定の事務を掌る。			
	主事補	上司の命を受け、定型的業務を掌る。			
技能労働職員	上下水道用務員	上司の命を受け、定型的業務を行う。			
3・4	(略)		3・4	(略)	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。